

# 貸付事業からのお知らせ

## ★特別償還（一部繰上償還）を受付けます

期末勤勉手当併用の償還方法で償還している貸付については、賞与月（6月・12月）に限り一部繰上げ償還をすることができます。一部繰上げ償還を希望される方は「全部・一部繰上償還承認申請書」を、お勤め先の共済事務担当課までご提出ください。「全部繰上償還」及び「毎月の給料控除のみで償還をしている貸付における一部繰上償還」は、毎月受付けています。※

## ★住宅・災害貸付金の償還期間等変更を受付けます

既に住宅・在宅介護対応住宅・災害・特例災害貸付（災害家財貸付を除く）の償還をされている場合、毎年5月及び11月に、借受人の申し出により償還期間の短縮及び償還方法の変更をすることができます。

希望される方は「住宅・災害貸付金償還期間等変更申出書」を、お勤め先の共済事務担当課までご提出ください。※

## ※【特別償還・償還期間等変更について】

- 書類の提出は **12月5日（月）共済組合必着**となりますが、所属所により締切日は異なりますのでご注意ください。なお、変更後の償還予定表は、平成28年12月中に送付いたします。
- 「全部・一部繰上償還承認申請書」及び「住宅・災害貸付金償還等変更申出書」は共済組合ホームページからダウンロードすることができます。また、記入例も掲載していますので併せてご利用ください。
- 償還期間の変更または一部繰上償還をしたことにより、償還期間が10年（120回）未満となった場合は「住宅借入金等特別控除」の対象外となりますのでご注意ください。

## ★住宅借入金等特別控除を受けられる方へ

住宅借入金等特別控除を受けるために必要な「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の送付については、次のとおりです。

- 年末調整用**……平成27年分までの所得について住宅借入金等特別控除の確定申告を行い、税務署から「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」と「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」が送付されている方には **平成28年10月中旬**に送付しましたのでご確認ください。
- 確定申告用**……平成28年1月以降に住宅貸付、災害貸付を受け、その物件に入居された方は **平成29年1月中旬**に送付いたしますのでご利用ください。